

地域医療支援センターホームページ等制作 ・運用保守管理業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、医療法にもとづき、地域における医師不足対策を総合的・効果的に実施することを目的に「地域医療支援センターホームページ等制作・運用保守管理業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

「地域医療支援センターホームページ等制作・運用保守管理業務」

(1) 業務の趣旨・目的

地域医療支援センター事業の実施にあたり、現在のウェブサイト（令和元年度までは地域医療支援センター業務委託先において設置）の問題点や課題を解決し、①キャリアセンターとしての広報戦略力の向上、②親しみやすさ・使いやすさの向上、③情報の即時提供と更新頻度の向上、を目的に、全ての人にとって使いやすいツールとしてのウェブサイトの再構築することを目的とする。

(2) 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

11,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 スケジュール

令和2年 11 月 16 日（月）	公募開始
令和2年 11 月 30 日（月）	質問受付締切
令和2年 12 月 16 日（水）	提案書類提出締切
令和2年 12 月 18 日（金）	事業者選定委員会（事業者の選定）
令和2年 12 月 下旬頃	契約締結（業務開始）
令和3年 3 月 31 日（水）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

（1）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること（ただし新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けて未納であることは除く）。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること（ただし新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けて未納であることは除く）。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること（ただし新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条に規定された特例措置により、未納であることは除く）。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（（1）キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（（1）キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 過去5年以内に、医療業界に関するウェブサイトの作成の実績を有すること。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和2年11月16日(月曜日)から令和2年12月16日(水曜日)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

所在地：大阪府中央区大手前2丁目1-13 大阪府本館6階

電話番号：06-6944-8183

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、医療対策課ホームページ

(http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/isikakuho/omscc_homepage.html) からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和2年11月16日(月曜日)から令和2年12月16日(水曜日)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(持参以外の方法(郵送・メール等)による提出は受け付けません。)

※提出の際は、マスクの着用及び手指消毒等、新型コロナウイルスの感染予防対策にご協力をお願いします。

※発熱等の症状のある場合は、持参を自粛いただき、上記イまで、ご連絡ください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

コピーのうち4部については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしないでください。(表紙及び背表紙含む)

ア 応募申込書(様式1: 原本1部、コピー7部)

イ 企画提案書(様式2: 原本1部、コピー7部)

企画提案書の下部には、通しページ番号を付けてください。

ウ 応募金額提案書(様式3: 原本1部、コピー7部)

エ 事業実績申告書(様式4: 原本1部、コピー7部)

上記(様式4)に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください(様式自由: 8部)。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5-1: 1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式5-2: 1部)

③ 委任状(様式5-3: 1部)

- ④ 使用印鑑届（様式5-4：1部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式6：原本1部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本（1部）
- ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- （ただし、特例措置による未納がある場合は、納税証明書に加えて、納税の猶予許可通知書等徴税猶予の承認を証明するもの）
- コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表 ⑤附属明細書
- サ 監査役、監事もしくは会計監査人の監査報告書の写し（1部）
- シ 法人税申告書・地方法人税申告書のうち以下の添付書類（1部）
- ①別表一、四、五の一、五の二、十五
- ②「勘定科目内訳明細書」のうち、「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」及び「雑益、雑損失等の内訳書」
- ス 障がい者雇用状況報告書（様式7：1部）
- ・常用労働者の総数が45.5人未満の場合のみ提出
 - ・常用労働者の総数が45.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（直近もので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し（電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出）
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

- イ 応募書類のうち様式2については、原本及びコピーともに可能な限りカラーとしてください。様式2の別紙を作成する場合も同様としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式1～7については、電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞「地域医療支援センターホームページ等制作・保守運用管理業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）
- エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和2年11月30日（月曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：Omscc@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

なお、「件名」に「質問：地域医療支援センターホームページ制作業務（法人名）」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-8183）をお願いします。

（電話連絡：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。）

イ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は令和2年12月4日（金曜日）までに医療対策課ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/isikakuho/omscc_homepage.html）に掲示し、個別には回答しません。

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時等は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

- ・選定委員会開催日（プレゼン審査日） 令和2年12月18日（金曜日）午後2時から

- ・選定委員会場所 大阪府大阪市内

※詳細については、医療対策課ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/isikakuho/omscc_homepage.html）に掲示します。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
業務目的及び内容の理解度		○業務目的及び内容に関する理解・知識・経験が十分にあるか。 ○国や大阪府の施策と整合性のある提案か。	12点
業務の実施体制（運営業務）及びスケジュール		（実施体制） ○業務の実施に必要なスキルを有した人員を配置しているか。 （スケジュール） ○実施計画が具体的かつ明確に策定されており、業務を計画的かつ効率的に実施できるスケジュールとなっているか。	5点
提案内容の妥当性及び充実度	ホームページの構成内容	○全体の構成や項目内容が適切か。 ○令和3年度以降、作成したホームページによる事業展開が効果的なものとなるか。	10点
	ホームページのデザイン	○大阪の地域医療支援サイトであることが判別でき、デザイン性に優れているか。 ○府内外の医療従事者や府民に対し、視覚的な見易さがあるか。 ○提示した必要な要素を盛り込んだ上で、大阪での医師のキャリア形成の魅力を伝えるデザインか。 ○若手医師の視点から検索しやすく、進路を想起しやすい構成か。	
	キャリア形成支援コンテンツ	○キャリア支援に資するメニューを支援サイト上で効果的に活用できる仕様か。 ○女性医師の離職防止や復職支援に役立つか。 ○収集する個人情報等に応じたセキュリティレベルは適切か。 ○病院施設情報及び教育資材等のコンテンツは医師少数区域等で勤務する医師のキャリア形成にも有益なものが提案されているか。 ○大阪府の医師確保に資するインタビューの内容を企画し、掲載するコンテンツを提案できているか。	20点
	ドクターバンク（無料職業紹介）	○行政が行うドクターバンクの定義づけが的確か。 ○求人求職を円滑にマッチングするための工夫がなされているか。	15点
	利便性・機能性	○大阪府の医師確保に繋がる誰もが親しみやすいホームページになるよう、閲覧者が必要としている情報に容易にたどり着ける分かりやすい階層構造が提案されているか。 ○同様に利便性の高い機能が提案されているか。 ○ページのレイアウト、展開方法等使いやすさの工夫がなされているか。 ○次年度以降のランニングコストが妥当であるか。	15点
	その他	○運用、保守業務の実施体制やセキュリティ要件について明確な提案がなされているか。 ○現在のトレンドに捉われず新型コロナを踏まえた工夫があるか。 ○提案事業者のノウハウ・ネットワークを活用した、大阪の医師確保の新たな魅力を引き出し、多くの人に情報発信をするような手法の提案に創意工夫があるか。	5点
	障がい者雇用等		3点
価格点		満点（15点） ×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	15点
			100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を医療対策課ホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/isikakuho/omscg_homepage.html) において公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 ＊申込順

③ 全提案事業者の評価点 ＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は提出不要）

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

8 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。